

2015年度事業計画

自 2015年4月 1日

至 2016年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方針.....	2
2. 事業計画.....	4
2.1 船舶等振興業務	
2.1.1 補助事業.....	4
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.1.2 協力援助事業.....	7
2.1.3 情報公開事業.....	8
2.1.4 調査研究事業.....	8
2.1.5 社会変革推進事業.....	8
2.1.6 寄付文化醸成事業.....	9
2.1.7 ビル運営事業.....	9
2.1.8 貸付事業.....	10
2.2 船舶等振興業務以外の業務	
2.2.1 造船業等復興支援事業.....	11
2.2.2 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における 紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業.....	11
2.2.3 海洋開発技術者育成のための基盤整備及び関連調査 並びに海外連携体制の構築事業.....	11
2.2.4 児童虐待防止のための官民連携に関する調査事業.....	12
2.3 収益事業	
2.3.1 施設貸与事業.....	12

【第一次事業計画変更】

2015年5月15日 『2.3.1 施設貸与事業』を追加

【第二次事業計画変更】

2015年7月28日 『2.2.3 海洋開発技術者育成のための基盤整備及び関連調査並びに海外連携体制の構築事業』を追加

【第三次事業計画変更】

2015年11月17日 『2.2.4 児童虐待防止のための官民連携に関する調査事業』を追加

1. 方 針

当財団の活動の源であるモーターボート競走事業の売上げは、関係者の特段の努力により前年度予算に比べて大幅な増加が見込まれている。モーターボート競走法により指定された船舶等振興機関として、また公益財団法人として、当財団は引き続き交付金の効率的活用を図りつつ、「みんなが、みんなを支える社会」を実現すべく、ソーシャルイノベーションのハブを目指して積極的に公益活動を推進していく。

2015年度は、新たに国土交通省の認可を受けて、社会変革推進業務を実施する。社会変革推進業務は、時代の変化に応じて早急に取り組む必要があるが、適切な担い手のいない社会課題に対して、財団自ら実施するものである。この新たな取り組みを通じ、これまで以上に社会貢献活動を推進する。

また、当財団は東日本大震災以降、多くの企業や NPO と連携するとともに、寄付金による事業への積極的な取り組みを行ってきた。今後も、それらステークホルダーとの連携を強化し、また寄付者の理解も得つつ、わが国における社会貢献活動の活性化を図っていく。

さらに、復興庁及び国土交通省より事業の担い手として選定された造船業等復興支援事業等、船舶等振興業務以外の業務にも引き続き取り組んでいく。

2015年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立って2014年12月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき作成した。

業務の遂行に当たっては、透明性と公正性を一層高め、活動理念を見据えながら、7つの活動指針を遵守する。

活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

7つの活動指針

① Discover

私たちは、世の中の変化を兆しのうちに発見し、
新たな問題解決にいち早く取り組みます。

② Prioritize

私たちは、「いま、どこで、何が求められているか」を常に把握し、
最も優先すべきニーズにこたえます。

③ Be creative

私たちは、前例にとらわれず、あらたなプロジェクトを創造し、
社会をよりよくする新しい仕組みをつくります。

④ Do it now

私たちは、失敗を恐れることなく、
あらゆる問題に対して速やかに決断し、行動します。

⑤ Be open

私たちは、常にオープンに情報を開示し、社会の声をとりいれ、
開かれた組織でありつづけます。

⑥ Grow

私たちは、常に自らを評価し、自らを教育していくことで、
ソーシャルイノベーションを生みだしていく能力、活動の質を高めます。

⑦ Expand networks

私たちは、問題意識をもつ人々や団体との
ネットワークをひろげ、つなぎ、社会に大きなうねりをつくります。

2. 事業計画

2.1 船舶等振興業務

2.1.1 補助事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

わが国の造船・船用業界は、為替の円安への進行・安定が続いたことなどにより、欧米船社などからの造船受注を確保し、経営状況に回復の兆しはみられるものの、中国及び韓国業界との引き続く競争、並びに世界経済の先行きが不安視されるなど、予断を許さない状況が続いている。また、我が国の海洋開発産業は世界と比較して遅れをとっているが、政府成長戦略にも産業を担う技術者等の人材育成システム構築の必要性が位置づけられるなど、海洋開発分野における人材育成も喫緊の課題となっている。

一方、国内の海洋政策に関しては2007年に海洋基本法が施行され、その実施計画である海洋基本計画の見直しが2013年に行われたものの、沿岸域の総合的管理体制の構築や海洋教育の推進に対する取り組みは依然として縦割りで行われており、総合的な取り組みに関する体制構築や連携の促進が求められている。特に、地域における体制や連携を構築し、持続するためには、地方行政も含めて地域資源を持続的に循環する仕組みをどのようにして構築するかが重要な課題となっている。

海外に目を向けると、アジア海上保安機関の長官級会合が10年の節目を迎え、法の秩序に基づく海洋管理の実現に向けた体制構築が進められているが、ますます活発化、拡大する海上交通、エネルギー資源や漁業資源等を巡る問題の複雑化等に対応するためにも、国際協調体制の強化や問題解決に向けた取り組みのさらなる促進が求められている。海洋環境面では、船舶排出ガス等の従来からある海の上の環境問題だけでなく、マグロやうなぎのような日本人にとって馴染み深い魚が国際社会での議論の対象とされることに代表されるように、水産資源管理等の海の中の問題への対応が今後ますます重要となってきている。また、近年の地球温暖化の影響により、北極海航路の商業利用が現実味を帯びてきており、北極海の科学調

査や海洋管理の議論が活発化してきている。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々の政府による一方的、単一的な措置のみで対処するのは極めて困難なことであり、IMOなどの国際機関を中心とした各国協働による対策や民間との連携を促進するとともに、共通の課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組まなければならない。また、複雑化する海洋問題に対応していくために、国際社会で活躍できるよう教育・訓練された人材の育成を量的にも質的にも促進するとともに、ネットワークを構築、活性化していく必要性が、世界全体としても国内としてもともに高まっている。

次世代に豊かな海を引き継ぐためには、国の内外において、海洋の総合的管理の視座のもと、学校教育における海洋教育の普及促進から国際的課題に的確に対処できる人材の養成まで連動した人材育成や、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動や産官民学等の多様な関係者との連携を推進するとともに、各種制度構築や社会的な環境整備を行う必要がある。これらを踏まえ、2015年度は、多様な分野、関係者の「つながり」を創り出すことを意識した上で、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

1) 海と船の研究

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集や海洋開発分野をはじめとした人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動

2) 海を支える人づくり

- ア. 国際機関や研究機関等との連携をとりながら、国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成やネットワーク構築を図るための活動
- イ. 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動
- ウ. 地球規模で進行する漁業資源の減少などに対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 海の安全・環境をまもる

- ア. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動
- イ. 国際的な安全管理体制を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動

4) 海と身近にふれあう

生活をとりにくく様々な場や機会を利用して、専門家や研究者にとどまりがちな海・船の知識や重要性を広く一般に普及・啓発するための活動

- ア. 博物館等が行う海や船に関する事業や造船所の見学会、体験学習等を通じた理解促進活動
- イ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

5) 海洋教育の推進

海洋基本計画に基づきわが国の初等中等教育における海洋教育を広く推進するための活動

(2) 公益・福祉関係事業

行政の厳しい財政状況や人口減少、高齢化、少子化、教育の在り方や、地方分権等、日本はたくさんの課題を抱えながら、大きく変化している。

この変化に対応しながら、わたしたちは、一人ひとりが自分の足で立ちながら、共に支えあえる、個性豊かで活力に満ちた地域社会を作り出すことで、世界に誇れる日本を次世代に引き継ぐことを目指して、2015年度は下記に掲げる支援の柱に沿って事業を行う。

1) あなたのまちづくり（つながり、支えあう地域社会）

- ア. 障害者や高齢者の地域生活を支える車両の整備
- イ. 市民が連携し、防災を目的に地域一帯で取り組む植樹活動
- ウ. 地域の特色を生かした住民を主体とした新たな地域づくり

2) みんなのいのち（一人ひとりを大事にする地域社会）

- ア. 障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくり
- イ. 在宅ホスピス・緩和ケア等の推進

3) 子ども・若者の未来（人を育み、未来にわたす地域社会）

- ア. 学生が行うボランティア活動を全国的に広げていく取り組み
- イ. 次世代の福祉を担う人材の育成
- ウ. 特別養子縁組の推進

4) 豊かな文化（豊かな文化を培う地域社会）

- ア. 地域に伝わる伝統芸能や文化の継承と発展
- イ. 障害の有無を超えた価値ある芸術作品を、社会に伝え広める取り組み

2.1.2 協力援助事業

本事業は、国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う事業である。加えて、国内においては災害救援活動の支援も行う。

なお、本事業は「協力援助業務規程」に基づき実施する。

1) 国内においては、対象とする事業の分野は、2.1 補助事業 (1) 海洋船舶関係事業及び (2) 公益・福祉関係事業と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。

2) 海外においては、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題が山積している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2015 年度は、以下を 2 本の柱として、国連・国際機関、NGO をはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取組みを支援する。

ア. 世界の絆 (相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業)
人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「次世代へ海を引き継ぐ」をテーマにした事業展開など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

イ. 人間の安全保障 (BHN (ベーシック・ヒューマン・ニーズ) を充足する事業)

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

2.1.3 情報公開事業

本事業は、当財団の活動に関する情報公開を行い、透明性の向上を図るとともに、説明責任を果たすことを目的に行う事業である。ボートレースの交付金が当財団を通じて、世の中のために役立てられていることを周知し、社会に開かれた組織であることを発信していく。

現在、社会のあり方は急速に大きく変わりつつあり、それに伴い社会課題も多様化、複雑化している。それらが国や地方行政だけでは解決することが困難になる中、当財団は設立以来、ボートレースの交付金を基に、多くの経験とノウハウを蓄積するとともに、世界的なネットワークも構築し、社会課題の解決に取り組んできた。

加えて、近年では、企業や個人とも連携を深め、多様化する社会課題解決のモデルケースを示し、社会変革の要（ソーシャルイノベーションのハブ）となることを目指し活動している。それらを促すための広報展開は重要であり、新聞や雑誌など従来型のメディアは勿論のこと、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの新しいメディアも積極的に活用した展開を進めるとともに、海外への情報発信にも力を入れる。

また、社会から信頼される組織としての認知の拡大とボートレース事業に対する理解の促進を目指す。

特に、ハンセン病の制圧達成を目前に控え、これまで当財団が40年以上にわたり取り組んできた制圧と差別撤廃の活動について、記録映像の整備等に注力し、国内外に発信を行う。

2.1.4 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘並びに助成事業の質的向上を図ることを目的とした調査研究を行うとともに、助成事業の評価を実施するものである。

海洋・船舶関係では、世界的な海洋に関する現状の調査及び課題の探究と国際的な連携の構築・推進を行っていく。

公益・福祉関係では、難病の子ども支援に関する調査研究を行う。また、G8社会的投資タスクフォースの民間代表の事務局を担い、教育や福祉などの社会的な課題を解決しながら経済的な利益も生み出す社会支援の手法について調査する。さらに、2020年のパラリンピック開催をひかえ、パラリンピックの普及やパラスポーツ（障害者スポーツ）に関する調査研究を行う。

2.1.5 社会変革推進事業

本事業は、調査研究事業から生まれ、適切な担い手が不在である事業を助成事業化することを視野に入れつつ、財団自らが実施するものである。

これまで調査研究事業として実施してきた事業のうち、例えば、再犯防止プロジェクトにおいて、本年度は新たに自立更生に向けた中間支援施設の運営支援を行い、より積極的な再犯防止の支援の質的向上・充実を目指す

す。また、聴覚障害者向け電話リレーサービス事業では、情報保障が先進国の中では大幅に遅れているわが国においてのリレーサービスの事業モデルを確立させ、具体的な聴覚障害者への支援等を行う。さらに、わが国が推進するミャンマーにおける和平構築を加速させるため、ミャンマー少数民族国内避難民への食糧、医薬品など緊急的支援活動等を行っていくこととする。

なお、本事業は「社会変革推進業務規程」に基づき実施する。

2.1.6 寄付文化醸成事業

本事業は、わが国の寄付文化を醸成することを目的に実施する事業である。

民間非営利活動の多くが助成金や寄付金によって行われているものの、多くの寄付金は限られた寄付者に支えられているのが実情である。様々な社会問題を解決していくために必要な寄付金の規模は、欧米諸国に比べ格段に小さい。

そこで、寄付金を自ら集めるだけでなく、寄付金によって社会問題を解決するための事業を、自ら実施するとともに支援していくことで、わが国の寄付文化をさらに醸成していく。

なお、本事業は「寄付文化醸成業務規程」に基づき実施する。

1) 寄付文化の普及に向けた活動

ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した寄付に関する情報の発信を積極的に展開するとともに、個人・企業の社会貢献活動に関する周知・啓発を行う。また手軽な寄付への参加者の拡大を図るため寄付型自動販売機の設置を促進する。

2) 自ら事業を企画・実施することによる寄付モデルの構築

個人や企業から寄せられた寄付金を基に、直接的に事業を行う。

3) 企業等のリソースを活用した社会課題解決に向けた非営利組織の支援

企業からの寄付金をベースとして、非営利組織が行う事業などとタイアップしながら社会課題の解決に向けた支援を行う。

2.1.7 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.8 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う事業である。

造船関係貸付事業の融資対象者である造船関係事業者は、政権交代後の円安基調が続いていることもあり、当面の仕事量は確保しているものの、円安の影響で原材料等が高騰する中、価格に反映できないことから依然として厳しい採算状況におかれている。

そのため、造船関係事業者は今後も事業環境を慎重に見極めながら、設備投資を行うことが予想される。

こうした動きの中にあって、造船関係事業者に対し安定した融資を一貫して行ってきた本制度への期待は依然大きく、今後も運転資金については底堅い資金需要が見込まれる。

これらの状況を踏まえ、2015年度も中小企業を中心とした造船関係事業者に対して、安定的な資金の供給を積極的に行うことで、経営基盤強化に資することとする。

なお、本事業は「貸付業務規程」に基づき実施する。

2.2 船舶等振興業務以外の業務

2.2.1 造船業等復興支援事業

本事業は、当財団が復興庁及び国土交通省より、造船業等復興支援事業に係る基金設置法人及び事務局に選定されたことから、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、支援を行う事業である。

東日本大震災の被災地域においては、水産業は基幹産業でありその復興は地域の復興に重要な役割を果たすものである。

水産業の復興にあたっては、水産業にとって必要不可欠な漁業関連船舶の建造・修繕を行う造船業の復興が重要であるが、造船業は東日本大震災による地盤沈下により、震災以前の能力を回復するには至っておらず、地域の復興にも影を落とすこととなっている。

そのため、当財団が造成した造船業等復興支援基金を活用して、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備を支援することにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図ることで被災地域の復興に貢献しようとするものである。

2.2.2 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、2013年に当財団が外務省より、ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業の担い手として選定されたことから実施する事業である。現在約90万人といわれる少数民族武装勢力地域に居住する紛争被害者に対してミャンマー政府許可の下に生活に必要な食料・物資を供給することを通じて、2011年よりミャンマー政府が推進している少数民族武装勢力との和平及び民主化を促進することを目的として実施する。

2.2.3 海洋開発技術者育成のための基盤整備及び関連調査並びに海外連携体制の構築事業

本事業は、2015年に当財団が国土交通省並びに内閣官房より、海洋資源・エネルギー開発に携わるわが国技術者の確保に関する事業の担い手として選定されたことから実施する事業である。

わが国においては、海洋資源・エネルギー開発に関する技術・ノウハウを持つ技術者が圧倒的に不足しており、今後の市場拡大に伴う需要増加に対応できなくなる恐れが指摘されているところである。一方で、周辺海域に開発市場の無いわが国においては、これまで、海洋開発技術者を確保・育成するための産学によるシステムが確立しておらず、同システムの構築が求められている。

本事業は、海洋開発技術者育成のための基盤整備及び関連調査並びに海

外連携体制の構築を目的として実施するものである。

2. 2. 4 児童虐待防止のための官民連携に関する調査事業

本事業は、2015年に当財団が厚生労働省より、地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究事業の委託先として選定されたことから実施する事業である。

児童相談所への児童虐待通報件数は2013年度で7万件を超え、統計を取り始めて以来、一貫して増加傾向にある。児童虐待を防止するための発生予防、初期対応等において、行政機関と民間が連携・協働して取り組むために、現状把握、効果分析、及び連携を促進するための課題整理と施策の提案を行う。

2. 3 収益事業

2. 3. 1 施設貸与事業

本事業は、当財団の所有するベルズ原宿ビルを営利目的で事業を行う法人等に貸与する事業である。その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。